

所管部課	教育部青少年課	部長	田口 茂夫
件 名	令和7年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱外1件について		
	区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例、東大和市立学童保育所条例施行規則 東大和市立児童館条例	
	部課機関		
1. 要 旨 教育部青少年課が所管する2件の単年度要綱を一部改正及び制定する。令和7年度制定要綱は、令和6年度から引き続き事業を実施するために年度等を改め、制定するものである。令和6年度制定要綱は、一部改正である。 (1) 令和7年度東大和市ランドセル来館事業実施要綱 ①改正内容：(年度変更以外) ・従前学童保育所に入所していた児童について、学童保育所育成料及び間食費を正当な理由なく6か月以上滞納している児童を対象外とする。 ・他の児童や職員に危害を加えたり、施設の物品等を損壊するなどを繰り返し、職員からの指示に従わず、他の児童の育成環境を著しく妨げると認められる場合に利用承認を取り消すものとする。 ②施行日：令和7年4月1日から施行する。ただし、当該事業の利用承認等に関する規定は、令和6年12月1日から施行する。 ③影響及び効果：保護者が就労等で放課後において適切に監護できない児童に、児童館等を活用した安全な放課後等の居場所を提供し、健全育成を図ることができる。 (2) 令和6年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱 ①改正内容：東京都が実施する、「令和6年度子供家庭支援区市町村包括補助事業」において学童クラブにおける昼食提供支援事業(補助率10/10)が追加された。当市においても当該事業を活用するため、所要の改正を行う。 ②施行日：決裁日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 ③影響及び効果：長期休業期間中に昼食提供する民間学童保育所を支援することにより、昼食提供の実施が図られ、保護者の負担軽減や児童の食の安全の確保が図られる。			
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 令和6年11月22日開催の令和6年第11回教育委員会定例会において報告済み。			
3. 留意事項 (問題点等) 特になし			
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議報告後、速やかに関連事務を進めたい。			
5. 審議結果			

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。